

技能振興に関する表彰要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、技能振興に寄与することを目的として開催される技能競技大会等において優秀な成績を収めたものを表彰することに関し、表彰規則（昭和42年宮城県規則第63号）に定めるほか、必要な事項を定めるものとする。

(表彰の主体)

第2条 この要綱に定める表彰は、知事が行う。

(表彰の方法)

第3条 この要綱に定める表彰は、賞状を授与して行う。
2 前項の表彰には、記念品を加授することができる。

(表彰の対象)

第4条 表彰は、次の各号に該当するものに対して行う。
(1) 別に定める技能競技大会等において優秀な成績を収めたもの
(2) その他知事が特に必要と認めるもの

(表彰の時期)

第5条 この要綱に定める表彰は、随時行う。

(表彰の事務)

第6条 この要綱に定める表彰の事務は、産業人材対策課人材育成第二班で行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年9月9日から施行する。